

「定額減税補足給付金（不足額給付）」のご案内

「定額減税補足給付金（不足額給付）」とは、以下の事情により、**令和6年に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）の給付額に不足が生じる場合に給付を行うものです。**

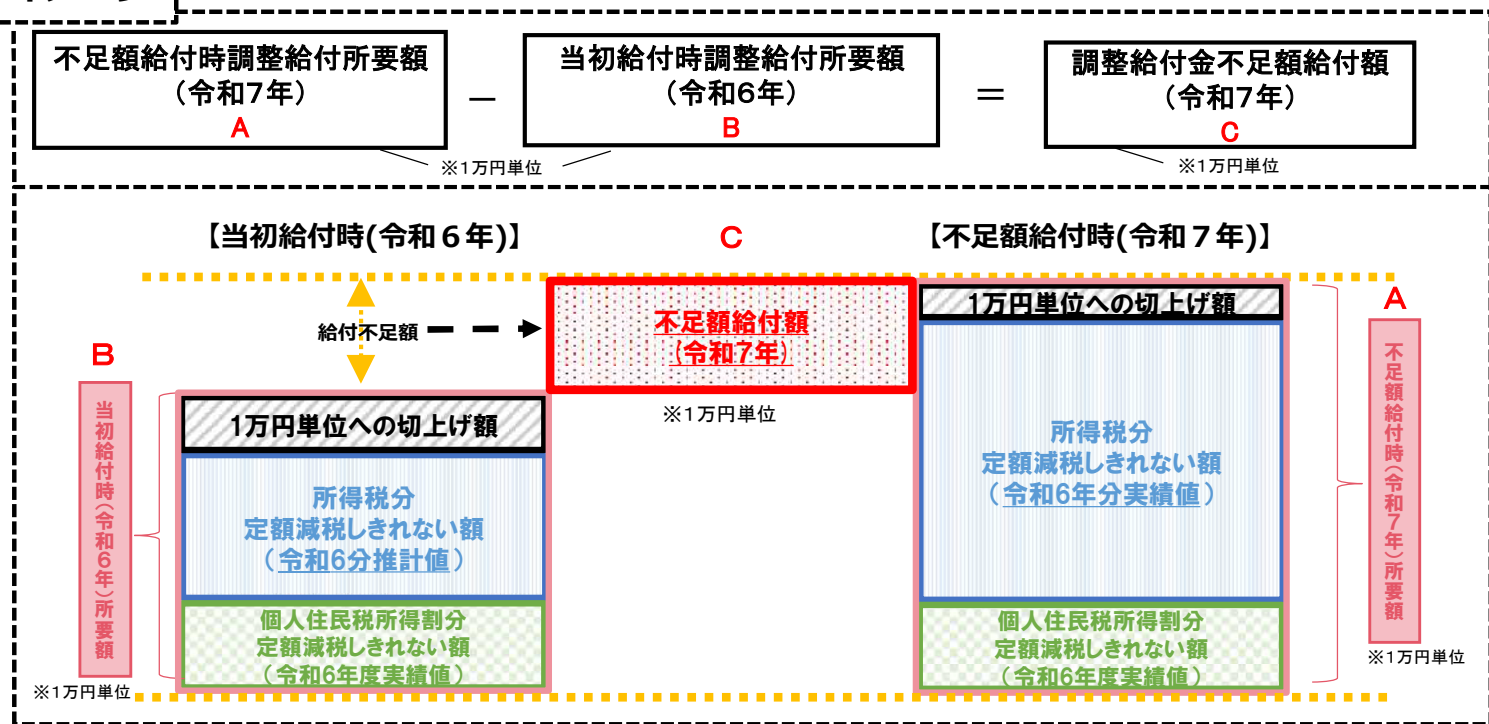
不足額給付 1

当初調整給付の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を給付**

例

- 令和5年分所得に比べ、令和6年分所得が減少したことなどにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年分所得）」となった方
- 子どもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度個人住民税所得割額が減少し、不足額給付時に一律対応することとされた方

イメージ



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

不足額給付 2

以下の給付要件を全て満たす方には、1人あたり原則4万円（定額）を給付

※令和6年1月1時点で国外居住者であった場合には3万円

- ・ **令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ**（本人として定額減税の対象外であること）
- ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（扶養親族等としても定額減税の対象外であること）
- ・ 低所得世帯向け給付（令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない（一体措置の上で低所得向け給付対象でないこと）

給付金の申請手続き

不足額給付 1

(1)令和 6 年度課税団体と令和 7 年度課税団体が同じ場合

(令和6年1月1日以前から令和7年1月1日まで北本市にお住まいの方)

- 対象者には、北本市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（給付要件、振込先等）を確認・記入し、必要書類を添付のうえ、北本市に**直接**または郵送にて**返信してください。**

(2)令和 6 年度課税団体と令和 7 年度課税団体が転出・転入により異なる場合

(令和6年1月1日以降に転入し、令和7年1月1日まで北本市にお住まいの方)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、直接または郵送にてご提出ください。
(申請書は北本市役所にて配布、または北本市ホームページよりダウンロードしてご利用ください。)

不足額給付 2

(1)令和 6 年度課税団体と令和 7 年度課税団体が同じ場合

(令和6年1月1日以前から令和7年1月1日まで北本市にお住まいの方)

- 対象者には、北本市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（給付要件、振込先等）を確認・記入し、必要書類を添付のうえ、北本市に**直接**または郵送にて**返信してください。**

(2)令和 6 年度課税団体と令和 7 年度課税団体が転出・転入により異なる場合

(令和6年1月1日以降に転入し、令和7年1月1日まで北本市にお住まいの方)

- 上記要件を満たす方であっても、令和6年1月1日以降に転入・転出されている場合は、**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、直接または郵送にてご提出ください。
(申請書は北本市役所にて配布、または北本市ホームページよりダウンロードしてご利用ください。)

【提出を求める書類の例】

○申請者の令和 6 年分源泉徴収票 又は 令和 6 年分確定申告書の控え ○申請者の令和 6 年度税額決定通知書 又は 令和 6 年度（非）課税証明書
○事業主が青色申告である場合、令和 6 年分確定申告書の控え、青色事業専従者給与に関する届出書 又は 青色申告決算書
○事業主が白色申告である場合、令和 6 年分確定申告書の控え、収支内訳書 等
※個別の状況によって提出書類が異なり、上記以外の書類を追加で提出していただく可能性がございます。予めご了承ください。

申請期限

令和7年9月30日(火)

提出方法・お問合せ

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地

北本市役所共生福祉課 経済対策給付金担当 郵送または直接

☎048-590-5566 (平日 9:00~17:00)



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「不足額給付」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

給付金・定額減税一体措置



北本市 不足額給付

